

# 教育現場と研究者のための 著作権ガイド

上野達弘 編

2021年3月発売 / 262頁 / 定価2420円(税込)  
A5判 / 並製



編集  
担当者  
から

2020年は、教育と研究の現場にとっても試練の年になりました。閉鎖された学校、図書館、研究室。急に始まったオンライン授業に、先生も学生も戸惑いました。学校行事、会議や学会もオンライン開催が基本となり、ウェブでのデータのやり取りが急増しました。

オンラインで教科書のページをアップしようとして、音楽や映像を流そうとして、ふと手が止まります。これ、著作権的に大丈夫かな。対面では気にならなかった問題が一気に顕在化した1年でした。

本書は、そんな今の学校の負担を少しでも軽くするために作られました。著作物利用のあらゆる疑問について、場面ごとに整理し、とるべき対応を簡潔に解説します。著作権法の専門家が、教育・研究に必要な情報をギュッとまとめた唯一無二の実用書です。ミチミチの内容でかなりお得になっています。HPのQ一覧を見て、悩みに思いあたる教職員の方はぜひお手元に置いてください。日々の執務を楽にし、一人でも多くの方の助けになることを願います。

本書はもちろん学生生活にも大いに関係します。生徒・学生による利用の章もありますので、少しでも迷うことがあればのぞいてみてください。(SO)

Point!

P

太字が判断の基準、アミカケが具体的な解決。忙しくてもサツと情報を拾えます。

第1章 著作権の基礎

## 第1節 著作物とは

### 1 創作性

**Q1.** そもそも、著作権というのはどのようなものにあるのか。例えば、統計上の数値やグラフ・図表にも、著作権はあるのか。

**A.** 著作権は、「創作性」のある表現に認められるものである。事実やデータは、創作性のある表現ではないため、それ自体には著作権がない。また、事実やデータをもとに作成したグラフ・図表も、一般的な手法で表現したに過ぎないものは、創作性が認められないことが多い。

**解説**

(1) 著作物＝「創作性」のある表現

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている(2条1項1号)。したがって、創作性のある表現は著作物として保護されるが、創作性のない表現は著作物として保護されない。

著作権法上の「創作性」とは、独創性というような高いレベルは必要なく、著作物の「個性」が何らかの形であらわれていればよい。そのため、プロの作家が創作した作品のみならず、素人が作った詩や子供が描いた絵でも、その人なりの個性があらわれていると考えられるため、創作性は認められる。

これに対して、ある表現を行おうとすれば、誰がやっても同じようなものにならざるをえない「ありふれた表現」は、個性があらわれているとはいえず、創作性が認められない。

(2) 創作性のないもの

では、具体的に、創作性のない表現とはどのようなものか。以下では、教育・研究の現場に関わりのありそうな具体的事例を通じて、創作性のない表現を紹介しよう。

① 客観的事実・データ

まず、客観的な事実やデータそれ自体(例：フランス革命=1789年、東京スカイツリーの高さ=634メートル)は、そもそも人が作り出したものではなく、創作性は認められないため、著作物として保護されない。たとえ、その事実を発見したり確認したりするために多大な費用や労力、あるいは、独創的な研究を要した場合でも、事実やデータは人が作り出したものでない以上、創作性がないという結論には変わりはない。

② 短文・定義

また、客観的な事実やデータをもとに表現した文章であっても、それが非常に短くシンプルなもの(例：「フランス革命が勃発したのは1789年である」「東京スカイツリーの高さは634メートルである。」)であれば、誰がやっても同じような表現にならざるをえないため、作者の個性があらわれているとはいえず、創作性は認められない。同様に、ある言葉の意味をごく短い文章で表現した「定義」についても、同じ内容を表現しようとするは誰がやっても同じような表現に少なざるをえない場合は、作者の個性があらわれているとはいえず、創作性は認められない。

▶ 疑問例 ある研究者が作成した「城」の定義——「城とは人によって住居・軍事・政治目的をもって選ばれた一区域の土地と、そこに設けられた防衛的構築物をいう」——の著作物性が問題になった事件がある。裁判所は「原告の学問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して記述する外はな」として、この定義は創作性が認められないとした(「日本の城の基礎知識」事件\*)。

※目次は、小社ウェブサイトの本書のページをご覧ください。

